

平成28年4月26日
厚生労働省年金局
日本年金機構

被災された国民年金被保険者のみなさまへ

国民年金保険料の免除及び口座振替についてのお知らせ

熊本地震により被災されたみなさまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

- 1 熊本地震で被災し、住宅、家財、その他の財産について、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料の全額又は一部が免除になります。
- 2 免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、市区町村またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。
- 3 保険料の口座振替を利用されている方で、被災により今後の保険料納付が困難な方は、口座振替の停止をすることができます。被災者専用フリーダイヤルまたはお近くの年金事務所までご連絡いただくか直接、振替先の金融機関本支店に停止のご連絡をお願いします。

お問い合わせは、
「被災者専用フリーダイヤル」へ



0120-558-656 (通話無料)

期 間： 平成28年4月21日(木)～
受付時間

月：午前8時30分から午後7時

火～金：午前8時30分から午後5時30分

土日・祝日：午前8時30分から午後5時30分

※5月以降の受付日時については、日本年金機構
ホームページでご確認ください。

<熊本県内年金事務所>

熊本東年金事務所 ☎096-367-2503

熊本西年金事務所 ☎096-353-0142

八代年金事務所 ☎0965-35-6123

本渡年金事務所 ☎0969-24-2112

玉名年金事務所 ☎0968-74-1612

(受付時間)

月曜～金曜：午前8時30分から午後5時15分

※週初の開所日：午前8時30分から午後7時

第2土曜日：午前9時30分から午後4時

平成28年4月26日
厚生労働省年金局
日本年金機構

被災された国民年金被保険者のみなさまへ

国民年金保険料の免除及び口座振替についてのお知らせ

熊本地震により被災されたみなさまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

- 1 熊本地震で被災し、住宅、家財、その他の財産について、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料の全額又は一部が免除になります。
- 2 免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、市区町村またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。
- 3 保険料の口座振替を利用されている方で、被災により今後の保険料納付が困難な方は、口座振替の停止をすることができます。被災者専用フリーダイヤルまたはお近くの年金事務所までご連絡いただくか直接、振替先の金融機関本支店に停止のご連絡をお願いします。

お問い合わせは、
「被災者専用フリーダイヤル」へ
 0120-558-656 (通話無料)

期 間： 平成28年4月21日(木)～
受付時間

月：午前8時30分から午後7時
火～金：午前8時30分から午後5時30分
土日・祝日：午前8時30分から午後5時30分
※5月以降の受付日時については、日本年金機構
ホームページでご確認ください。

<大分県内年金事務所>

大分年金事務所 ☎097-552-1211
日田年金事務所 ☎0973-22-6174
別府年金事務所 ☎0977-22-5111
佐伯年金事務所 ☎0972-22-1970

(受付時間)

月曜～金曜：午前8時30分から午後5時15分
※週初の開所日：午前8時30分から午後7時
第2土曜日：午前9時30分から午後4時